

## 子ども子育て支援審議会答申及び子ども育成計画への反映に向けた考え方（事務局案）

### 1. 育成計画に記載する内容（次世代法指針）

- (1) 学童保育事業の目標事業量
- (2) 一体型の学童保育の及び放課後子ども教室の目標事業量
- (3) 放課後子ども教室の整備計画
- (4) 両者の一体的又は連携による具体的な実施方策
- (5) 余裕教室等の具体的な活用方策
- (6) 教育委員会と子ども家庭部の具体的な連携方策

### 2. 審議資料

#### (1) 学童保育事業の経過及び運営状況

平成 12 年度から、市は一小学校区一学童保育所の設置を推進し、平成 19 年度に高尾山学園と恩方第 2 小学校を除いた設置目標を達成するとともに、平成 25 年度において、それまで自主学童保育所も併存していた全学童保育所の公設化を漸く完了したところである。

また、施設の設置形態については、児童館併設、学校敷地内プレハブ、学校余裕教室、学校外施設と多様であり、全 78 施設中、学校内施設は 43 施設に留まる。施設の整備費については規模にもよるが、現時点で、学校余裕教室改修の場合は 2 教室で 2 千万円程度、学校敷地内プレハブ建設の場合は 6 千万円程度、学校外敷地を買求め建設する場合は 1 億円程度が見込まれる。

さらに、平成 25 年度決算では、年間ランニングコストに当たる学童保育所管理運営費は既に 17 億 4 千万円程度の規模となっている。一方、現在学童保育所と放課後子ども教室の一体運営(委託)については、試行中である第九小学校の放課後子ども教室の事業費は年間 400 万円程度であり、仮に同様の仕様で全校展開した場合のランニングコストは 2 億 8 千万円程度が見込まれる。これに対して国ないしは都からの補助金等については、学童保育所が新制度（子ども・子育て支援法）により交付金制度に移行するが、まだ詳細については不明である。児童福祉法上の補助金と異なり交付金には大都市特例（補助金による財源補填分が基本額に対して 1/3 のみ）がなく、平成 27 年 4 月から市が中核市に移行しても一般市と同様の従来の財源補填分（基本額に対して 2/3）は確保されるのではと国及び都から説明は受けているが、現時点で確実かどうかはわからない。また、放課後子ども教室は新制度の交付金の対象ではなく従来の補助金扱いとなるため、中核市への移行により大都市特例（基本額に対して 1/3 の財源補填分）の適用を受け、従来の半分に減額となる見込みである。

因みに、平成 25 年度決算では、学童保育所の上記運営費 17 億 4 千万円に対して、補助

金は 5 億 9 千万円程度、一般財源は 8 億 2 千万円程度であり、一方、放課後子ども教室の運営費 4 千万円程度に対して、補助金は 2 千 5 百万円程度、一般財源は 1 千 5 百万円程度である。

## (2) 児童の発達段階への適切な対応

平成 27 年度施行の児童福祉法の改正により、学童保育事業の対象が全学年児童に拡大されたが、市では現在、低学年児童が対象でも待機児が増えている状況がある。また、施設や設備も低学年を想定して造られてきているため、直ちに高学年の受け入れが十分に可能な訳ではない。

それに加えて、高学年の放課後の居場所については、児童の発達段階において成長度及び自立度が高まることを考慮し、遊び場の確保や学習のための場や性差に考慮した脱衣等の場や居場所、静養室などの確保なども必要となる。

## (3) 安全性の確保

特に、その中でも、放課後子ども教室は、放課後の学校施設内において最も安全な居場所を児童に提供できる事業であり、「放課後子ども総合プラン」においても、学童保育事業とともに、実施所管（教育委員会又は福祉部局等）が学校施設活用の責任体制を明確化し、学校に負担をかけずに、余裕教室の徹底活用や特別教室等の一時利用の促進を図り、実施するものとされている。

## 3. 審議の方向性

- 放課後の居場所については、自主性、社会性及び創造性を向上させるために、多様な選択ができるように、従来の保育の概念のみに縛られるのではなく児童館、学習塾、スポーツ教室、自宅、放課後子ども教室等、児童の主体的な活動を可能にする多様な他の居場所も選択肢に入れて考える必要があるのではないか。
- 市の学童保育事業のこれまでの経過及び運営状況、児童の発達段階への適切な対応、安全性の確保、今後の少子高齢化社会の一層の進展等を考慮すると、児童の放課後の居場所については、八王子ビジョン 2022 における学校施設などの既存施設の活用が望ましいが、さらに、子ども会議などにおける子どもから問題提起されたように安心・安全な遊び場の確保への要求が高いことなどからも、地域資源も活用して安全・安心な遊び場や居場所づくりをすすめることが妥当ではないか。

合わせてハンディキャップを持つ子どもへの対応については、事業者や従事職員の裁量に委ねるのではなく地域の社会資源と連携を図り適切なケアが行われようとする専門的なサポートが行われ、ケア計画や入所の判断などについて専門的な協議が行うことのできる専門委員会の設置を行うことが必要である。

### (施設整備の方向性)

- 児童福祉法の改正により、新たに示された学童保育事業の設備及び運営の基準並びに対象児童拡大への対処にあたって、必要な施設整備は可能な限り余裕教室等の学校施設の活用を検討すべきであり、また、施設整備を積極的に推進していく前に、放課後子ども教室が学童保育事業における専門性を生かした一体的な運営を進めることを検討して、まず全ての小学校で全日実施に向けた積極的な展開を図り、児童の放課後の居場所の充実に努めていくべきではないか。
  
- 全小学校で全日放課後子ども教室の実施が可能となれば、放課後の児童の安全な居場所は、ほぼ確保されたものとなり、保護者の就労等が終了し帰宅するまで保育が必要とされる学童保育事業の利用者もより明確になってくると思われる。
  
- 一方、現在達成できていない厚労省から示された施設の最低基準を遵守していく必要があることから、計画的な施設整備も検討していく必要がある。

基準をクリアできていない施設は多数に上るため施設整備には財源の確保が大きな課題だが、現実的には、その中でも特に、現在待機児が発生している施設や今後児童数の増加等により待機児の増加が見込まれる施設を優先的に整備の対象に位置付けていく必要があるのではないか。
  
- 施設整備には多大な費用と時間がかかる。現実を踏まえた上で計画的な対応に努めるが、今後、児童人口の減少も予測されており、計画を実行する中で、学童保育事業の施設整備の必要度を再検証し、長期的な視野に立ちつつ、実施場所を社会資源の活用等を視野に多様な形態の模索も必要と思われるので、所有する施設整備か、空き店舗（テナント）等の賃貸か、あるいは、民間事業者の自主的な事業展開の活用か、その効果的な展開方法を検討し早急な実施ができるようにガイドライン等の制定や進め方について検討を進める必要がある。